

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】令和5年10月25日(2023.10.25)

【国際公開番号】WO2022/249274
 【出願番号】特願2023-523754(P2023-523754)

【国際特許分類】

F 0 4 C 1 8 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

F 0 4 C 2 9 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

F 0 4 C 1 8 / 0 2 3 1 1 T

F 0 4 C 2 9 / 0 0 D

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月27日(2023.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0010】

本開示に係る圧縮機は、外郭を構成する容器と、容器の内部に設けられる電動機構部と、電動機構部に取り付けられ、電動機構部の回転力を伝達する主軸と、容器の内部に固定される固定台板と、固定台板に設けられ、一方向に扁平された固定渦巻歯とを有する固定スクロールと、主軸の上端部に接続された揺動台板と、電動機構部の回転力によって揺動して固定渦巻歯と共に圧縮室を形成し、一方向に扁平された揺動渦巻歯とを有する揺動スクロールと、固定渦巻歯の上部及び揺動渦巻歯の上部に設けられ、固定渦巻歯と揺動台板との間及び揺動渦巻歯と固定台板との間をシーリングするチップシールと、を備え、固定渦巻歯において長軸と重なり、揺動渦巻歯において長軸と重なる厚肉部は、上端面において、幅方向の外側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延びる厚肉外壁と、上端面において、幅方向の内側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延び、厚肉外壁との間に、チップシールが挿入される厚肉溝を形成する厚肉内壁と、を有し、チップシールの扁平度合が、固定渦巻歯及び揺動渦巻歯の扁平度合と異なる。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

40

外郭を構成する容器と、
 前記容器の内部に設けられる電動機構部と、
 前記電動機構部に取り付けられ、前記電動機構部の回転力を伝達する主軸と、
 前記容器の内部に固定される固定台板と、前記固定台板に設けられ、一方向に扁平された固定渦巻歯とを有する固定スクロールと、
 前記主軸の上端部に接続された揺動台板と、前記電動機構部の回転力によって揺動して前記固定渦巻歯と共に圧縮室を形成し、前記一方向に扁平された揺動渦巻歯とを有する揺動スクロールと、
 前記固定渦巻歯の上部及び前記揺動渦巻歯の上部に設けられ、前記固定渦巻歯と前記揺動台板との間及び前記揺動渦巻歯と前記固定台板との間をシーリングするチップシールと

50

、を備え、

前記固定渦巻歯において長軸と重なり、前記揺動渦巻歯において長軸と重なる厚肉部は

、
上端面において、幅方向の外側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延びる厚肉外壁と、

上端面において、幅方向の内側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延び、前記厚肉外壁との間に、前記チップシールが挿入される厚肉溝を形成する厚肉内壁と、を有し、
前記チップシールの扁平度合が、前記固定渦巻歯及び前記揺動渦巻歯の扁平度合と異なる
圧縮機。

【請求項 2】

外郭を構成する容器と、

前記容器の内部に設けられる電動機構部と、

前記電動機構部に取り付けられ、前記電動機構部の回転力を伝達する主軸と、

前記容器の内部に固定される固定台板と、前記固定台板に設けられ、一方向に扁平された固定渦巻歯とを有する固定スクロールと、

前記主軸の上端部に接続された揺動台板と、前記電動機構部の回転力によって揺動して前記固定渦巻歯と共に圧縮室を形成し、前記一方向に扁平された揺動渦巻歯とを有する揺動スクロールと、

前記固定渦巻歯の上部及び前記揺動渦巻歯の上部に設けられ、前記固定渦巻歯と前記揺動台板との間及び前記揺動渦巻歯と前記固定台板との間をシーリングするチップシールと
、を備え、

前記固定渦巻歯において長軸と重なり、前記揺動渦巻歯において長軸と重なる厚肉部は、
上端面において、幅方向の外側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延びる厚肉外壁と、

上端面において、幅方向の内側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延び、前記厚肉外壁との間に、前記チップシールが挿入される厚肉溝を形成する厚肉内壁と、を有し、
前記厚肉内壁の高さは、

前記固定渦巻歯及び前記揺動渦巻歯の伸開角に対して一定の周期で変化する

圧縮機。

【請求項 3】

前記固定渦巻歯において短軸と重なり、前記揺動渦巻歯において短軸と重なる薄肉部は

、
上端面において、幅方向の外側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延び、幅方向の内側端部との間に、前記チップシールが挿入される薄肉溝を形成する薄肉外壁を有する
請求項 1 又は 2 記載の圧縮機。

【請求項 4】

前記厚肉外壁と前記厚肉外壁のうち、厚い方の厚さは、前記薄肉外壁よりも厚い

請求項 3 記載の圧縮機。

【請求項 5】

前記固定渦巻歯において短軸と重なり、前記揺動渦巻歯において短軸と重なる薄肉部は

、
上端面において、幅方向の内側端部に設けられ、上端面から離れる方向に延び、幅方向の外側端部との間に、前記チップシールが挿入される薄肉溝を形成する薄肉内壁を有する
請求項 1 又は 2 記載の圧縮機。

【請求項 6】

前記厚肉外壁と前記厚肉外壁のうち、厚い方の厚さは、前記薄肉内壁よりも厚い

請求項 5 記載の圧縮機。

【請求項 7】

前記チップシールの周方向の端部は、前記薄肉部に設置されている

請求項 3 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の圧縮機。

10

20

30

40

50

【請求項 8】

前記チップシールは、
前記固定渦巻歯及び前記揺動渦巻歯の中央部に設けられている
請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の圧縮機。

【請求項 9】

前記揺動渦巻歯が軸方向に浮上することによって、前記固定渦巻歯と前記揺動渦巻歯と
が噛み合っ前記圧縮室が形成される
請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の圧縮機。

10

20

30

40

50